

名家連ニュース

令和元年6月18日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 622号

「精神疾患の理解と対応」の連続講座

ビデオ撮影し、スライドショーをHPで公開!!

本間先生の第2回目の講座をスライドショーで作成しました。
ファイルサイズを小さくするために音質を落としています。
第3回目以降は、ビデオを撮影し、スライドショーをHPで
公開します。※名古屋市精神障害者家族会連合または下記の
URLで検索して下さい。

http://meikaren.sakura.ne.jp/lecture2019_slideshow

名家連/講座担当：広瀬美治理事

シリーズ③ 福祉サービスの種類/手続きなどの相談窓口

《相談窓口 ③》 障害者基幹相談支援センター

障害者基幹相談支援センター一覧				
名称	郵便番号	所在地	電話番号	ファックス番号
千種区	464-0073	高見 1-20-2 MNビル2F	753-3567	753-3568
東区(本部)	461-0003	筒井 3-1-14	932-7584	932-7585
(サテライト)	461-0024	山口町 3-17 プレズ名古屋徳川1A	325-6193	325-6203
北区(本部)	462-0843	田幡 1-11-31	910-3133	916-3665
(サテライト)	462-0825	大曾根 4-17-23 イトーピア大曾根104号	508-6011	508-6021
西区(本部)	452-0822	中小田井 5-38	504-2102	502-5806
(サテライト)	451-0061	浄心 1-1-6 シティ・ファミリー浄心101号	528-3166	528-3266
中村区	453-0834	豊国通 3-10	462-1500	462-9640
中区	460-0011	大須 4-10-85 山村ビル1階	253-5855	253-5856
昭和区(本部)	466-0015	御器所通 2-25-2	741-8800	741-8930

(サテライト)	466-0035	松風町 2-28 ノーブル千賀 1 F	841-6677	841-6622
瑞穂区	467-0035	弥富町月見ヶ岡 5 NTT 西日本八事ビル 1F	835-3848	835-3743
熱田区	456-0022	熱田区横田 2-4-16	678-5505	681-7052
中川区	454-0869	中川区荒子 1-141 奥村マンション 1F	354-4521	354-2201
港区	455-0015	港区港栄 1-1-22 港栄店舗 104 号	653-2801	651-7477
南区 (本部)	457-0072	南区寺部通 3-8-1 レオテクノビル 1F	822-3001	822-3035
(サテライト)	457-0039	南区西桜町 31	883-9257	883-9259
守山区 (本部)	463-0003	下志段味穴ヶ洞 2266-250	737-0221	736-0572
(サテライト)	463-0074	町北 11-59	791-2170	791-2170
緑区	458-0045	鹿山 3-17	892-6333	892-6336
名東区	465-0092	社台 3-109 第九ヤマケンビル 2F	739-7524	739-5330
天白区 (本部)	468-0015	原 2-3511 ルミエール原 1 階	804-8587	804-8585
(サテライト)	468-0077	八事山 534	832-2151	832-2152

障害者基幹相談支援センターは、障害のある方の身近な相談窓口として各区に設置されています。障害者（児）とその家族の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図ります。

業務内容

- ① 総合相談・専門相談（福祉サービスの利用援助等）
- ② 地域移行・地域定着支援
- ③ 権利擁護のための必要な援助（専門機関との連携）
- ④ その他

《相談窓口 ④》 名古屋市精神保健福祉センター(こころぼ)

市民の心の健康の保持増進や精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るための、精神保健福祉活動の中心的な施設です。電話番号：483-2095 ファックス番号：483-2029

住所：〒453-0024 中村区名楽町 4-7-18 (中村保健センター等複合施設 5 階)

業務内容

- ① 普及啓発
- ② 精神保健福祉相談<予約制>…思春期・薬物・自死遺族等に関する面接相談
- ③ 精神科専門療法（集団認知行動療法プログラム）
- ④ 精神医療審査会に関する事務
- ④ 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費（精神通院）の判定
- ⑤ その他

依存症相談 (TEL 483-3022)

平成 30 年 7 月 2 日より、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存に悩むご本人やご家族を対象とした依存症相談専用電話を開設し、面接相談実施日と相談体制を拡充するなど、相談機能を強化しました。

名古屋市ひきこもり地域支援センター (TEL483-2077 FAX 483-2029)

平成 24 年 5 月に、名古屋市内在住のひきこもりのご本人やご家族等を対象とした相談を行う機関として名古屋市ひきこもり地域支援センターが開設されました。

2010 年 5 月の厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」のひきこもりの定義は、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である。」

以上のように、さまざまな要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を避けて原則的に 6 ヶ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態をいいます。